

令和 4 年度国指定鳥獣保護区管理・利用施設における脱炭素化・長寿命化改修検討業務
仕様書

1. 業務の目的

北海道地方環境事務所管内の国指定鳥獣保護区における管理・利用拠点として、環境省が整備した宮島沼水鳥・湿地センター、北海道海鳥センターの 2 施設について、施設の脱炭素化・長寿命化を図るための改修に向けた調査・検討を行うものである。

対象施設①

施設名称 宮島沼水鳥・湿地センター
施設位置 北海道美唄市西美唄町大曲 3 区
規模構造 木造平屋建て 328 m²
開館年月 平成 19 年 3 月
暖房熱源 電気、ペレット

対象施設②

施設名称 北海道海鳥センター
施設位置 北海道苫前郡羽幌町北 6 条 1 丁目
規模構造 木造 2 階建て 600 m²
開館年月 平成 9 年 4 月
暖房熱源 石油、電気、ペレット

2. 業務の内容

(1) 施設の脱炭素化・長寿命化改修に向けた調査・検討

該当 2 施設の建築、電気設備及び機械設備について、提供資料※ならびに過年度に実施した省エネ化・長寿命化に資する改修工事の実施履歴（別表）および施設職員へのヒアリングも兼ねた現地調査（4 回）により、建物の現況把握・整理を行ったうえで、本施設の脱炭素化・長寿命化改修に向けた調査・検討を行う。なお、現地調査は 1 回あたり 3 名程度で、宮島沼水鳥・湿地センターは日帰り、北海道海鳥センターは、1 泊 2 日で行うことを想定している。

対策は、日常的な施設の運用、既存施設の定期的なメンテナンス、改修工事に分けて整理すること。各対策の実施に要する費用、削減できる CO₂ 量及び維持管理費用を概算で算出し、費用対効果、既存施設との親和性、施設職員の手間等の観点から比較検討を行い、本施設で採用すべき対策を絞り込む。

なお、採用すべき対策の絞り込みにおいては、北海道地方環境事務所担当官（以下、「環境省担当官」とする。）と打合せを行い、承認を得ること。

※提供可能な資料

該当 2 施設の竣工図（建築・電気設備・機械設備）、月別の電気、灯油、ペレット燃料および水道の使用量並びに料金

(2) 各対策の仕様及び費用に関する情報整理

(1) において環境省担当官の承認を受けた各対策の仕様及び費用に関する情報について、下記のとおり整理してまとめる。

ア. 日常的な施設の運用

- ・例えば、暖房器具や換気設備の設定等を想定
- ・設備ごとに施設職員が実施する運用手順を整理すること

イ. 既存施設の定期的なメンテナンス

- ・例えば、換気設備の清掃、消耗品の交換等を想定
- ・設備ごとにメンテナンスの内容、頻度
- ・メンテナンス費用（見積の場合は3者分を基本とする）

ウ. 設備等の省エネ・創エネ改修

- ・例えば、熱源ボイラーや換気設備等の省エネ機器への更新、創エネ設備の新規導入、建具の断熱改修等を想定
- ・設備ごとの仕様書、機器詳細図（メーカー提供で可）
- ・設備の改修・機器の導入費用（見積の場合は3者分を基本とする）

(3) 各施設の改修工事概略資料の作成

(2) で整理した設備の更新・改修内容について、対象施設の竣工図をベースにして、改修対象の位置や建築改修範囲、導入する機器や設備の仕様について記載した図面を作成するとともに、改修や導入にかかる積算を行い、全体費用をとりまとめた工事費概算書を作成する。

3. 業務履行期限

契約締結の日から令和5年3月24日までとする。

4. 成果物

(1) 成果物の作成

成果物の作成にあたっては、調査職員と協議の上作成するものとする。

(2) 成果物

この業務における成果品物は、次のとおりとする。

1) 業務報告書 3部 (A4版 50頁程度)

- ・図面 (A3綴込み)、工事費概算書含む

2) 電子データ CD-R又はDVD-R 2部

- ・工事費概算書は、エクセルを使用する。
- ・業務名称等を収納ケース及びDVD-R等に必ずラベルにより付記して提出すること。ファイル形式は、以下のとおりとする。

(ア) Microsoft 社 Windows10 上で表示可能なものとする。

(イ) 使用するアプリケーションソフトについては、以下のとおりとする。

- ア) 文章: Microsoft 社 Word (ファイル形式は「office2010 (バージョン 14)」以降で作成したもの。)

イ) 計算表：表計算ソフト Microsoft 社 Excel (ファイル形式は「office2010 (バージョン 14)」以降で作成したもの。)

ロ) プレゼンテーション資料：Microsoft 社 PowerPoint (ファイル形式は「office2010 (バージョン 14)」以降で作成したもの。)

エ) 画像：BMP 形式又は JPEG 形式

(ウ) (イ) による成果物に加え、「PDF ファイル形式」による成果物を作成すること。

(3) 提出場所

北海道地方環境事務所野生生物課

(4) 提出期限

業務履行期限に同じ

5. 著作権等の扱い

(1) 成果物に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権（以下「著作権等」という。）は、納品の完了をもって請負者から北海道地方環境事務所に譲渡されたものとする。

(2) 請負者は自ら制作・作成した著作物に対し、発注者と協議の上、著作者人格権を行使しないものとする。

(3) 成果物の中に請負者が権利を有する著作物等（以下「既存著作物」という。）が含まれている場合、その著作権は請負者に留保されることから、北海道地方環境事務所が第三者に二次利用するにあたっては、発注者と受注者で協議の上で既存著作物の利用を許諾する。

(4) 成果物の中に第三者の著作物が含まれている場合、その著作権は第三者に留保されるが、請負者は可能な限り、北海道地方環境事務所が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、第三者から利用許諾を取得する。

(5) 成果物納品の際には、第三者が二次利用できる箇所とできない箇所の区別がつくように留意するものとする。

(6) 納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合には、請負者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

6. 情報セキュリティの確保

請負者は、下記の点に留意して、情報セキュリティを確保するものとする。

(1) 請負者は、環境省担当官から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱うための措置を講ずること。

また、請負業務において請負者が作成する情報については、環境省担当官からの指示に応じて適切に取り扱うこと。

(2) 請負者は、環境省情報セキュリティポリシーに準拠した情報セキュリティ対策の履行が不十分と見なされるとき又は請負者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて環境省担当官の行う情報セキュリティ対策に関する監査を受け入れること。

(3) 請負者は、環境省担当官から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄すること。

また、請負業務において請負者が作成した情報についても、環境省担当官からの指示に応じて適切に廃棄すること。

(参考) 環境省情報セキュリティポリシー

<http://www.env.go.jp/other/gyosei-johoka/sec-policy/full.pdf>

7. その他

(1) 請負者は、本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難い事由が生じたとき、あるいは本仕様書に記載のない細部については、環境省担当官と速やかに協議し、その指示に従うこと。

(別表)

	宮島沼水鳥・湿地センター	北海道海鳥センター
外壁再塗装	実施済み (R2 年度)	実施済み (R 元年度)
屋根再塗装	実施済み (R2 年度)	実施済み (R 元年度)
照明 LED 化	全館完了 (R2 年度) ※外構の街灯 1 基は未了	全館完了予定 (R4 年度)
熱源ボイラー更新	設備なし	石油式ボイラー 実施済み (R3 年度)
温水暖房用 循環不凍液交換	設備なし	未実施
窓断熱改修	未実施	未実施
空調設備更新	中央方式 未実施	個別方式 (1 台) 実施済み (R3 年度)
ペレットストーブ導入	導入済み (3 台)	導入済み (2 台)

(別添)

1. 報告書等の仕様及び記載事項

報告書等の仕様は、契約締結時における国等による環境調達物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針の「印刷」の判断の基準を満たすこと。

なお、「資材確認票」及び「オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト」を提出するとともに、印刷物にリサイクル適性を表示する必要がある場合は、以下の表示例を参考に、裏表紙等に表示すること。

リサイクル適性の表示：印刷用の紙にリサイクルできます

この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料 [A ランク] のみを用いて作製しています。

なお、リサイクル適性が上記と異なる場合は環境省担当官と協議の上、基本方針 (<http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html>) を参考に適切な表示を行うこと。

2. その他

成果物納入後に請負者側の責めによる不備が発見された場合には、請負者は無償で速やかに必要な措置を講ずること。